

議案第62号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第3号 令和5年度長岡市一般会計補正予算
- 2 専決第4号 長岡市市税条例の一部改正について
- 3 専決第5号 長岡市都市計画税条例の一部改正について
- 4 専決第6号 令和6年度長岡市一般会計補正予算
- 5 専決第7号 令和6年度長岡市一般会計補正予算

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田 達 伸

令和5年度長岡市一般会計補正予算

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例の一部改正について

改正理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（令和 6 年能登半島地震災害に係る 雑損控除額等の特例）</u> 第 9 条の 4 所得割の納税義務者の選 択により、<u>法附則第 4 条の 4 第 4 項に 規定する特例損失金額（以下この項に おいて「特例損失金額」という。）が ある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある 場合には、第 3 項に規定する申告書の 提出の日の前日までに支出したもの に限る。以下この項及び次項において 「損失対象金額」という。）について、 令和 5 年において生じた法第314条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金 額として、この条例の規定を適用する ことができる。この場合において、第 35条の 2 の規定により控除された金 額に係る当該損失対象金額は、その者</u></p>	<p>附 則 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>

の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第35条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の3第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の4第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理

由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第11条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第9条の3第2項、附則第11条第1項、附則第11条の3の2第1項、前条及び附則第13条の2の規定を適用した場合

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第11条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及

び第2項の規定の適用がないもの  
とした場合に算出される普通徴収  
に係る個人の県民税の額をいう。) )  
及び普通徴収に係る森林環境税の  
額の合算額（以下この号において  
「特別税額控除前の普通徴収に係  
る個人の住民税の額」という。）か  
らその者の普通徴収に係る個人の  
市民税の額、普通徴収に係る個人の  
県民税の額及び普通徴収に係る森  
林環境税の額の合算額を控除した  
額（以下この項において「普通徴収  
の個人の住民税に係る特別税額控  
除額」という。）がその者の特別税  
額控除前の普通徴収に係る個人の  
住民税の額を4で除して得た金額  
（当該金額に1,000円未満の端数が  
あるとき、又は当該金額の全額が  
1,000円未満であるときは、その端  
数金額又はその金額を切り捨てた  
金額。以下この項において「分割金  
額」という。）に3を乗じて得た金  
額をその者の特別税額控除前の普  
通徴収に係る個人の住民税の額か  
ら控除した残額に相当する金額（以  
下この項において「第1期分金額」  
という。）に満たない場合には、当  
該納税通知書に記載すべき各納期  
の納付額は、第40条第1項に規定す  
る第1期の納期（以下この項、次項  
及び次条第1項において「第1期納  
期」という。）においてはその者の

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないうものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1

期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によっ

て徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第11条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の



公的年金等に係る所得に係る個人の  
 市民税の額（以下この項及び第3  
 項において「特別徴収対象税額」と  
 いう。）は、第1期納期においては  
 その者の第1期分金額からその者  
 の年金所得に係る個人の市民税に  
 係る特別税額控除額を控除した残  
 額に相当する税額、第2期納期にお  
 いてはその者の第2期分金額に相  
 当する税額、当該年度の初日の属す  
 る年の10月1日から11月30日ま  
 での間においてはその者の特別税額  
 控除前の特別徴収に係る個人の市  
 民税の額を3で除して得た金額（当  
 該金額に100円未満の端数がある  
 とし、又は当該金額の全額が100円未  
 満であるときは、その端数金額又は  
 その全額を切り捨てた金額。以下こ  
 の項において「分割金額」という。）  
 に2を乗じて得た金額をその者の  
 特別税額控除前の特別徴収に係る  
 個人の市民税の額から控除した残  
 額に相当する金額（以下この項にお  
 いて「10月分金額」という。）に相  
 当する税額、同年12月1日から翌年  
 の3月31日までの間においてはそ  
 の者の分割金額に相当する税額と  
 する。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の  
 年金所得に係る個人の市民税に係  
 る特別税額控除額がその者の第1  
 期分金額以上であり、かつ、その者

の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係

る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1

期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人



の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別

徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対

象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、附則第9条の3第2項、附則第11条第1項、附則第11条の3の2第1項、附則第11条の4及び附則第13条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第12条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第12条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明

細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の3の2第1項及び附則第11条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の8第1項、附則第11条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第12条第2項」と、附則第11条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第12条第2項及び」と、前条中「附則第11条の4及び」とあるのは「附則第11条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の8第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第12条第2項」とする

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～6 (略)

- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 (略)

(新築住宅等に対する

固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 (略)

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2 (略)

関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 （略）

5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) （略）

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3 （略）

4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) （略）

5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る

提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る

補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第15条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第15条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年

補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第15条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第15条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年



度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第16条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分

\_\_\_\_\_を乗じて得た額を加算した額\_\_\_\_\_

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と

の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分\_\_\_\_\_の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と

する。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に

する。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第16条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第16条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第18条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

\_\_\_\_\_を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

（特別土地保有税の課税の特例）

第21条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第15条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用がある宅地等

第18条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税

にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

（特別土地保有税の課税の特例）

第21条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第15条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用がある宅地等

を除く。) に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条の9第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条の9第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 (略)

を除く。) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条の9第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条の9第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条

(1)～(4) (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)



の 8 中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額並びに附則第29条第  
1項の規定による市民税の所得割  
の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人  
の市民税の課税の特例)

第30条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、  
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の 5 及び附則第11条  
の 8 の規定の適用については、附則  
第11条の 5 第 1 項及び附則第11条  
の 8 中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額並びに附則第30条第  
1項の規定による市民税の所得割  
の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当  
等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、  
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の 5 及び附則第11条  
の 8 の規定の適用については、附則  
第11条の 5 第 1 項及び附則第11条  
の 8 中「所得割の額」とあるのは、  
「所得割の額並びに附則第30条の  
2 第 1 項の規定による市民税の所  
得割の額」とする。

3・4 (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(先物取引に係る雑所得等に係る個人  
の市民税の課税の特例)

第30条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、  
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(特例適用利子等及び特例適用配当  
等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、  
次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第11条の5及び附則第11条の8の規定の適用については、附則第11条の5第1項及び附則第11条の8中「所得割の額」とあるのは、

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

<p>「<u>所得割の額並びに附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項及び第3項に定めるものを除き、改正後の長岡市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

長岡市長 磯田達伸

長岡市都市計画税条例の一部改正について

改正理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡市都市計画税条例（昭和45年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p data-bbox="336 893 432 929">附 則</p> <p data-bbox="248 947 379 983">1 (略)</p> <hr/> <p data-bbox="272 1113 799 1252">(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p data-bbox="248 1274 799 1928">2 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5</p>	<p data-bbox="917 893 1013 929">附 則</p> <p data-bbox="831 947 962 983">1 (略)</p> <p data-bbox="831 1005 1382 1093">2 <u>法附則第15条第32項に規定する条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p> <p data-bbox="855 1113 1382 1252">(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p data-bbox="831 1274 1382 1928">3 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 <u>(商業地等に係る</u></p>

\_\_\_\_\_を乗じて得た額を加算した額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える

令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分\_\_\_\_\_の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える

場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の

該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の



都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額\_\_\_\_\_）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額\_\_\_\_\_を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

8 (略)

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第7項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

10 附則第2項及び第4項の「宅地等」

都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

9 (略)

10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

11 附則第3項及び第5項の「宅地等」

とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(読替規定)

11 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項、第32項、第34項若しくは第45項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

(令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第

とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(読替規定)

12 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項、第32項、第35項若しくは第46項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第

1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めがあるものを除き、改正後の長岡市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月18日

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市一般会計補正予算

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

長岡市長 磯田 達 伸

令和6年度長岡市一般会計補正予算

議案第65号

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物条例の制定について

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

醸造・発酵文化の歴史及び魅力を発信する観光交流施設の設置及び管理に必要な事項を定めるもの

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物条例

(設置)

第1条 本市は、醸造・発酵文化の歴史及び魅力を発信するとともに、観光による地域の活性化及び交流人口の増加に資するため、観光交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧機那サフラン酒製造本舗建造物	長岡市撰田屋4丁目6番33号

(施設)

第3条 旧機那サフラン酒製造本舗建造物(以下「旧サフラン酒本舗」という。)の施設は、次のとおりとする。

- (1) 米蔵
- (2) 鋺<sup>こて</sup>絵蔵
- (3) 庭園
- (4) 駐車場

(行為の制限)

第4条 旧サフラン酒本舗の施設においては、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 旧サフラン酒本舗の施設を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (3) 旧サフラン酒本舗の施設の管理上支障がある行為
- (4) みだりに火気を取り扱う等危険のおそれのある行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める行為

(専用使用の許可)

第5条 米蔵、鋺<sup>こて</sup>絵蔵又は庭園を専用使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用の許可の条件等)

第6条 市長は、旧サフラン酒本舗の施設の管理上必要があると認めるときは、前条第1項に規定する使用の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 旧サフラン酒本舗の施設及びその設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 旧サフラン酒本舗の施設の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。

(使用の変更)

第7条 使用者は、その使用許可に係る事項について変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 使用者は、使用許可に係る事項について軽微な変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 第6条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、使用許可に係る施設の使用上特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を譲渡しはならない。



(原状回復の義務)

- 第14条 使用者は、旧サフラン酒本舗の施設の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の制限若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに使用した施設を原状に復さなければならない。ただし、市長が原状に復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。
- 2 使用者が前項本文の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

- 第15条 使用者又は入館者は、故意又は過失により旧サフラン酒本舗の施設又はその設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

- 第16条 市長は、旧サフラン酒本舗の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の設置目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 旧サフラン酒本舗の施設の使用の許可に関する業務
- (3) 旧サフラン酒本舗の利用料金に関する業務
- (4) 旧サフラン酒本舗の規律の確保に関する業務
- (5) 旧サフラン酒本舗の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、旧サフラン酒本舗の管理及び運営に必要な業務

(指定管理者の管理基準)

- 第17条 前条第1項の規定により指定管理者に旧サフラン酒本舗の管理を行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）における開館時間、休館日その他旧サフラン酒本舗の管理及び運営に必要な事項は、規則で定める基準に従い、旧サフラン酒本舗の利用形態、使用者の利便等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者が開館時間等を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

(利用料金)

- 第18条 指定管理者に管理を行わせる場合は、米蔵、<sup>こて</sup>鑊絵蔵又は庭園を専用使用し

ようとする者は、第9条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が市長が定める基準に従い特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。
- 4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 第11条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条の規定中「市長が」とあるのは「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(読替規定等)

第19条 指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項並びに第8条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、旧サフラン酒本舗の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、施行日前において、旧サフラン酒本舗の管理運営に必要な行為（指定管理者に管理を行わせる場合における行為を含む。）を行うことができる。

別表（第5条関係）

専用使用料

施設	区分	使用料
米蔵	一般	1平方メートルにつき1時間当たり15円
こて 鍔絵蔵	営利目的	1平方メートルにつき1時間当たり30円
庭園	一般	1平方メートルにつき1時間当たり50円
	営利目的	1平方メートルにつき1時間当たり100円

備考

- 1 1件の専用使用料が100円に満たないときは、これを100円とする。
- 2 使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

議案第66号

長岡市秋山孝ポスター美術館長岡条例の制定について

長岡市秋山孝ポスター美術館長岡条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

秋山孝の美術作品などを活用した観光交流施設の設置及び管理に必要な事項を定めるもの

長岡市秋山孝ポスター美術館長岡条例

(設置)

第1条 本市は、秋山孝の美術作品の展示等を通じ文化振興を図るとともに、観光による地域の活性化及び交流人口の増加に資するため、観光交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋山孝ポスター美術館長岡	長岡市宮内2丁目10番8号

(施設)

第3条 秋山孝ポスター美術館長岡（以下「ポスター美術館」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) 展示室
- (2) 交流スペース

(行為の制限)

第4条 ポスター美術館の施設においては、次に掲げることをしてはならない。

- (1) ポスター美術館の施設又は展示物を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (3) ポスター美術館の施設の管理上支障がある行為
- (4) みだりに火気を取り扱う等危険のおそれのある行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める行為

(専用使用の許可)

第5条 ポスター美術館の施設を専用使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用の許可の条件等)

第6条 市長は、ポスター美術館の施設の管理上必要があると認めるときは、前条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

- (2) ポスター美術館の施設及びその設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) ポスター美術館の施設の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。

(使用の変更)

第7条 使用者は、その使用許可に係る事項について変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 使用者は、使用許可に係る事項について軽微な変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第6条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、使用許可に係る施設の使用上特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、ポスター美術館の施設の使用を終了したとき、又は第8条第1

項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の制限若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに使用した施設を原状に復さなければならない。ただし、市長が原状に復することが不適當であると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 使用者又は入館者は、故意又は過失によりポスター美術館の施設又はその展示物、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、ポスター美術館の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条の設置目的を達成するための事業に関する業務
  - (2) ポスター美術館の施設の使用の許可に関する業務
  - (3) ポスター美術館の利用料金に関する業務
  - (4) ポスター美術館の規律の確保に関する業務
  - (5) ポスター美術館の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
  - (6) 前各号に掲げる業務のほか、ポスター美術館の管理及び運営に必要な業務
- (指定管理者の管理基準)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にポスター美術館の管理を行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）における開館時間、休館日その他ポスター美術館の管理及び運営に必要な事項は、規則で定める基準に従い、ポスター美術館の利用形態、使用者の利便等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が開館時間等を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

(利用料金)

第18条 指定管理者に管理を行わせる場合は、ポスター美術館の施設を専用使用しようとする者は、第9条の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が市長が定

める基準に従い特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。
- 4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 第11条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条の規定中「市長が」とあるのは「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(読替規定等)

第19条 指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項並びに第8条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、ポスター美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、施行日前において、ポスター美術館の管理運営に必要な行為（指定管理者に管理を行わせる場合における行為を含む。）を行うことができる。



別表（第5条関係）

専用使用料

施設	区分	使用料
展示室	一般	1平方メートルにつき1時間当たり10円
交流スペース	営利目的	1平方メートルにつき1時間当たり20円

備考

- 1 1件の専用使用料が100円に満たないときは、これを100円とする。
- 2 使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

議案第67号

長岡市支所設置条例の一部改正について

長岡市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

栃尾支所の移転に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市支所設置条例の一部を改正する条例

長岡市支所設置条例（平成17年長岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後			改正前		
（名称、位置及び所管区域）			（名称、位置及び所管区域）		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。			第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
（略）			（略）		
長岡市栃尾支所	長岡市中央公園1番36号	編入前の栃尾市の区域	長岡市栃尾支所	長岡市金町2丁目1番5号	編入前の栃尾市の区域
	（略）			（略）	

附 則

この条例は、令和6年9月24日から施行する。

議案第68号

長岡市スキー場条例の一部改正について

長岡市スキー場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市とちおファミリースキー場をスポーツ・レクリエーションの振興を図る施設として位置づけるため、管理に必要な事項を定めるもの

長岡市スキー場条例の一部を改正する条例

長岡市スキー場条例（昭和48年長岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前												
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第4章 長岡市とちおファミリースキー場</u></p> <p><u>第1節 リフト（第16条）</u></p> <p><u>第2節 グラウンドゴルフ場（第17条—第20条）</u></p> <p><u>第3節 駐車場（第21条）</u></p> <p><u>第5章 指定管理者による管理（第22条—第25条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第26条—第28条）</u> （名称及び位置）</p> <p>第2条 スキー場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市古志</td> <td>長岡市山古志竹沢甲910番</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市古志	長岡市山古志竹沢甲910番	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 10%; margin: auto;"/> <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 10%; margin: auto;"/> <hr style="width: 100%;"/> <p><u>第4章 指定管理者による管理（第16条—第19条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第20条—第22条）</u> （名称及び位置）</p> <p>第2条 スキー場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市古志</td> <td>長岡市山古志竹沢甲910番</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市古志	長岡市山古志竹沢甲910番
名称	位置												
(略)													
長岡市古志	長岡市山古志竹沢甲910番												
名称	位置												
(略)													
長岡市古志	長岡市山古志竹沢甲910番												

高原スキー場	地
長岡市	長岡市柝堀6044番地
おファミリー	
ースキー場	
(略)	
(スキー場の施設)	
第3条 (略)	
2 (略)	
3 長岡市とおファミリーースキー場の施設は、次のとおりとする。	
(1) <u>リフト</u>	
(2) <u>休憩棟</u>	
(3) <u>照明塔</u>	
(4) <u>グラウンドゴルフ場</u>	
(5) <u>駐車場</u>	
第4章 長岡市とおファミリーースキー場	
第1節 <u>リフト</u>	
(リフトの運賃等)	
第16条 長岡市とおファミリーースキー場のリフト(以下この条において「リフト」という。)に乗車しようとする者は、別表第3に掲げる運賃を納付し、乗車券の交付を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、乗車券の交付を受けた後、市長が別に定める日までに運賃を納付することができる。	
2 第6条から第8条までの規定は、	

高原スキー場	地
(略)	
(スキー場の施設)	
第3条 (略)	
2 (略)	

リフトの乗車について準用する。

第2節 グラウンドゴルフ場

(使用の許可等)

第17条 長岡市とちおファミリースキー場のグラウンドゴルフ場（次条において「グラウンドゴルフ場」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第18条 グラウンドゴルフ場を使用しようとする者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3節 駐車場

(駐車場)

第21条 第10条から第13条までの規定は、長岡市とちおファミリースキー場の駐車場について準用する。

第5章 指定管理者による管理  
(指定管理者による管理)

第22条 市長は、長岡市営スキー場、

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第4章 指定管理者による管理  
(指定管理者による管理)

第16条 市長は、長岡市営スキー場及

長岡市古志高原スキー場及び長岡市  
とちおファミリースキー場（以下「長  
岡市営スキー場等」という。）の管理  
に関する業務を地方自治法（昭和22  
年法律第67号）第244条の2第3項に  
規定する指定管理者（以下「指定管  
理者」という。）に行わせることがで  
きる。

2 （略）

（指定管理者の管理基準）

第23条 （略）

（利用料金）

第24条 指定管理者に管理を行わせる  
場合は、使用者は、第5条第1項及び  
第2項、第9条、第14条第1項、第16  
条第1項並びに第18条の規定にかか  
わらず、利用料金を指定管理者に納  
入しなければならない。

2 （略）

3 利用料金の額は、長岡市営スキー  
場にあつては別表第1、長岡市古志  
高原スキー場にあつては別表第2、  
長岡市とちおファミリースキー場  
にあつては別表第3に定める額の範囲  
内において指定管理者があらかじめ  
市長の承認を得て定める。

4 （略）

5 第5条第3項の規定、第7条の  
規定（第14条第2項及び第16条第2  
項において準用する場合を含む。）、  
第14条第1項ただし書の規定及び

び長岡市古志高原スキー場

（以下「長  
岡市営スキー場等」という。）の管理  
に関する業務を地方自治法（昭和22  
年法律第67号）第244条の2第3項に  
規定する指定管理者（以下「指定管  
理者」という。）に行わせることがで  
きる。

2 （略）

（指定管理者の管理基準）

第17条 （略）

（利用料金）

第18条 指定管理者に管理を行わせる  
場合は、使用者は、第5条本文、第9  
条及び第14条第1項

の規定にかか  
わらず、利用料金を指定管理者に納  
入しなければならない。

2 （略）

3 利用料金の額は、長岡市営スキー  
場にあつては別表第1、長岡市古志  
高原スキー場にあつては別表第2

に定める額の範囲  
内において指定管理者があらかじめ  
市長の承認を得て定める。

4 （略）

5 第5条ただし書の規定、第7条の  
規定（第14条第2項  
において準用する場合を含む。）  
及び第14条第1項ただし書の規定



第16条第1項ただし書の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第5条第3項、第14条第1項ただし書、第16条第1項ただし書、第17条及び第20条の規定中「市長が」とあるのは、「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(読替規定等)

第25条 指定管理者に管理を行わせる場合における第8条の規定並びに第10条及び第13条の規定（第15条及び第21条において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

#### 第6章 雑則

(使用者の遵守事項)

第26条 長岡市営スキー場、長岡市古志高原スキー場、長岡市とちおファミリースキー場及び長岡市立ケ入スキー場（以下「スキー場」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

(損害賠償)

第27条 (略)

(委任)

第28条 (略)

別表第1（第5条、第9条、第24条関

\_\_\_\_\_は、利用料金について準用する。この場合において、第5条ただし書及び第14条第1項ただし書\_\_\_\_\_の規定中「市長が」とあるのは、「指定管理者が、市長が定める基準に従い」とする。

(読替規定等)

第19条 指定管理者に管理を行わせる場合における第8条の規定並びに第10条及び第13条の規定（第15条\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

#### 第5章 雑則

(使用者の遵守事項)

第20条 長岡市営スキー場、長岡市古志高原スキー場\_\_\_\_\_及び長岡市立ケ入スキー場（以下「スキー場」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) (略)

(損害賠償)

第21条 (略)

(委任)

第22条 (略)

別表第1（第5条、第9条、第18条関



		15,000円			
		中学生			
		10,000円			
		小学生以下			
		8,000円			
グラウン	1 ラウンド		100円		
ドゴルフ					
場					
附属設備	規則で定める額				
等					
備考			リフトの乗車券の通用期間は、交付を受けた当日限りとする。		
			ただし、1回券、回数券（11回券）及びシーズン券の通用期間は、券面に表示された期間とする。		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 長岡市とちおふるさと交流広場条例（平成17年長岡市条例第277号）は、廃止する。

議案第69号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うもの

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号</p>	<p>(職員)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号</p>

に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、かつ、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人  
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人  
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲

に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、かつ、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人  
(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人  
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲

<p>げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第70号

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの



長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合に</p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合に</p>

は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第71号

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

### 提案理由

国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年長岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（<u>介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第72号

長岡市農業集落排水施設条例の一部改正について

長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

川袋地区農業集落排水施設について、公共下水道に編入することに伴い、当該地区を農業集落排水区域から除くもの

長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

長岡市農業集落排水施設条例（平成3年長岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称	処理区域	処理施設 の名称	処理施設 の位置	名称	処理区域	処理施設 の名称	処理施設 の位置
				川袋地	長岡市川	李崎浄化	長岡市李
				区農業	袋町、李	センター	崎町1841
				集落排	崎町及び		番地2
				水施設	脇川新田		
					町の各一		
					部		
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第73号

和解及び損害賠償について

令和6年4月8日に長岡市十日町地内で発生した水道水の濁りに伴う損害について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

1 和解する相手方

長岡市十日町字小島1927番地 柏露酒造株式会社  
取締役社長 竹迫 昭人

2 和解事項

- (1) 長岡市は、本件により生じた損害に対し、金2,207,157円を賠償する責任を有するものとする。
- (2) 長岡市は、相手方に対し、損害を被った製品等に対する賠償金として、前号の額のうち、金1,976,157円を支払うものとする。
- (3) 長岡市は、第1号の額のうち、損害を被った設備における原状回復の費用として、金231,000円を株式会社日乃出江口に支払うものとする。
- (4) 長岡市と相手方との間には、前3号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第74号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯 田 達 伸



## 廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
和島235号線	荒卷字向浦1397番1地先		3.9~7.2	図1 ア~イ
	荒卷字向浦1397番1地先		21.4	

議案第75号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
与板地域交流拠点施設（仮称）建設工事	鉄筋コンクリート造り2階建て（1,863.09m <sup>2</sup> ） 多目的ホール、調理室、和室、音楽室、図書・学習スペース、事務室等	999,350,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石組・山崎組・ 多田組与板地域交流拠点施設（仮称） 建設特定共同企業体

議案第76号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
与板地域交流拠点施設（仮称）建設電気設備工事	電気設備工事 一式	184,800,000円	長岡市宝1丁目 1番地1 久保誠・大原与板 地域交流拠点施設 （仮称）建設電気 設備特定共同企業 体

議案第77号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
与板地域交流拠点施設（仮称）建設機械設備工事	機械設備工事 一式	139,700,000円	長岡市喜多町 1077番地3 三協設備・あさひ 与板地域交流拠点施設（仮称）建設機械設備特定共同企業体

議案第78号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
宮内小学校校舎等大規模改造工事	<p>校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(6,489㎡) 屋上防水、外壁、内装、トイレ改修</p> <p>渡り廊下棟 鉄筋コンクリート造り平家建て(45㎡) 屋上防水、外壁、内装改修</p> <p>エレベーター棟 鉄骨造り3階建て(33㎡) エレベーター新設</p> <p>屋内運動場 鉄骨造り平家建て(1,327㎡) 屋根、外壁、トイレ改修</p>	1,854,930,000円	<p>長岡市喜多町 1078番地1 中越・共榮・永井 宮内小学校校舎等大規模改造特定共同企業体</p>

議案第79号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
宮内小学校校舎等大規模改造電気設備工事	電気設備工事 一式	288,750,000円	長岡市千秋2丁目 2788番地1 越後交通工業・長岡電業・ウイル宮内小学校校舎等大規模改造電気設備 特定共同企業体

議案第80号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
中之島中央小学校校舎等大規模改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(5,445m <sup>2</sup> ) 屋上防水、外壁、内装改修 屋内運動場 鉄骨造り2階建て(2,000m <sup>2</sup> ) 屋上防水、外壁、内装改修	1,142,900,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・吉久・ 今泉テント中之島 中央小学校校舎等 大規模改造特定共 同企業体

議案第81号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
中之島中央小学校校舎等大規模改造機械設備工事	機械設備工事 一式	206,998,000円	長岡市中之島 565番地87 今泉・渡辺・新陽 中之島中央小学校 校舎等大規模改造 機械設備特定共同 企業体



議案第82号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
寺泊文化センター空調設備改修工事	空調設備工事 一式	229,130,000円	長岡市柳原町 3番地12 株式会社長岡総合 設備

議案第83号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
栃尾消防署建設工事	庁舎 鉄筋コンクリート造り3階建て(1,369.68m <sup>2</sup> ) 事務室、消防車庫、防火衣室、救急準備室、乾燥室、仮眠室、屋内訓練スペース、会議室、食堂、その他諸室 駐輪場	528,330,000円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・吉久・目崎栃尾消防署建設特定共同企業体

議案第84号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道二和 159号線ほか)	道路新設 延長 321.6m 幅員 6.0~9.0m  掘削工 (35,110m <sup>3</sup> ) 路体盛土工 (5,030m <sup>3</sup> ) 路床安定処理工 (4,960m <sup>2</sup> ) 排水構造物工 (1,104m)	246,036,230円	長岡市喜多町 1078番地1 中越・河田・西栄 6道建S第1号道 路新設特定共同企 業体

議案第85号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道西幹線 84号線)	道路新設 函渠工(39m)	331,216,446円	長岡市千秋2丁目 2788番地1 越後交通工業・白 井組・樹土木6活 建第1号道路新設 特定共同企業体

議案第86号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
小国出張所整備工事	旧下小国小学校校舎棟改修 鉄筋コンクリート造り3階 建て一部鉄骨造り平家建て (626.38m <sup>2</sup> ) 事務室、食堂、仮眠室、 会議室、その他諸室 車庫棟増築 鉄骨造り平家建て (179.51m <sup>2</sup> ) 消防車車庫、ホース乾燥 室、救急機材室、防火衣 室、その他諸室	変更前 153,802,000円 変更後 164,025,400円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・目崎小 国出張所整備特定 共同企業体

議案第87号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型動力ポンプ付 軽積載車等 5台	28,600,000円	長岡市稲保4丁目 713番地2 船山株式会社

議案第88号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪ドーザ 1台	35,750,000円	東京都港区白金1丁目 17番3号 コマツカスタマーサポ ート株式会社東京関越カン パニー

議案第89号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型ロータリ除雪車1台	25,718,000円	新潟市中央区下大川前通 四之町2185番地 株式会社コバリキ



議案第90号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

## 公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、この協定による変更後の別表集会・文化施設の表の規定は、令和6年9月28日から適用する。

別表集会・文化施設の表小千谷市の項中

「 | 小千谷市民学習センター | 小千谷市上ノ山4丁目4番2号 | 」を  
「 | 小千谷市民学習センター | 小千谷市上ノ山4丁目4番2号 |  
| 小千谷市ひと・まち・文化共創拠点 | 小千谷市本町1丁目13番35号 | 」に  
改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第91号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、被保険者証等の廃止に伴い文言を整理するとともに、広域連合と関係市町村の処理する事務についても併せて整理を行うこととし、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

報告第3号

継続費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和5年度長岡市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田 達伸

# 令和5年度長岡市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国・県支出金	特定財源	その他
総務費	総務管理	尾所舎業	515,000,000	329,600,000		329,600,000	99,300,000	230,300,000	57,600,000		172,700,000		
民生費	児童福祉	東川口保育園	930,000,000	158,100,000		158,100,000	141,641,588	16,458,412	16,458,412				
土木費	都市計画	米百俵プレイス東館	2,728,050,000	1,030,000		1,030,000	990,000	40,000	40,000				
教育費	小学校費	宮内小学校等	2,853,200,000	284,400,000		284,400,000		284,400,000	45,057,000	49,543,000	189,800,000		
教育費	小学校費	中之島中央小学校等	2,093,100,000	417,700,000		417,700,000		417,700,000	63,505,000	76,495,000	277,700,000		
教育費	中学校費	南中学校等	2,314,300,000	1,388,700,000	230,300,000	1,619,000,000	195,894,600	1,423,105,400	213,520,400	316,585,000	893,000,000		
教育費	社会教育	中央図書館施設	68,566,000	6,000,000	188,700	6,188,700	6,000,000	188,700	188,700				
		計	11,502,216,000	2,585,530,000	230,488,700	2,816,018,700	443,826,188	2,372,192,512	396,369,512	442,623,000	1,533,200,000		

報告第4号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和5年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター更新事業	492,000,000		237,760,000	237,760,000	9,760,000	228,000,000	228,000,000	125,150,000	102,800,000	50,000	
資本的支出	建設改良費	高ボ見中継場更新事業	125,000,000		20,500,000	20,500,000		20,500,000	20,500,000	10,250,000	10,200,000	50,000	
資本的支出	建設改良費	下ボ見中継場更新事業	74,000,000		15,500,000	15,500,000	5,000,000	10,500,000	10,500,000	5,250,000	5,200,000	50,000	
資本的支出	建設改良費	波ノ海第一場更新事業	127,000,000		21,000,000	21,000,000		21,000,000	21,000,000	10,500,000	10,500,000		
計			818,000,000		294,760,000	294,760,000	14,760,000	280,000,000	280,000,000	151,150,000	128,700,000	150,000	



報告第5号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和5年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算取組額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場監視設備更新事業	1,409,000,000	252,000,000	161,631,000	413,631,000	212,344,000	201,287,000	201,287,000		201,287,000		
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場濃縮機械設備更新事業	300,000,000	179,000,000		179,000,000	2,409,000	176,591,000	176,591,000	85,000,000	91,591,000		
資本的支出	建設改良費	三島ポンプ場建設事業	942,000,000	370,600,000		370,600,000	197,560,000	173,040,000	173,040,000		173,040,000		
資本的支出	建設改良費	石動減圧弁更新事業	550,000,000	55,000,000		55,000,000	50,319,500	4,680,500	4,680,500		4,680,500		
資本的支出	建設改良費	不動沢浄水場電気設備更新事業	60,000,000	30,000,000		30,000,000		30,000,000	30,000,000		30,000,000		
資本的支出	建設改良費	大島ポンプ場自家発電設備更新事業	545,000,000	210,000,000		210,000,000	429,000	209,571,000	209,571,000	100,000,000	109,571,000		
		計	3,806,000,000	1,096,600,000	161,631,000	1,258,231,000	463,061,500	795,169,500	795,169,500	185,000,000	610,169,500		

報告第 6 号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

令和5年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越るたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場1系沈殿攪拌機更新事業	220,000,000	60,000,000	159,802,000	219,802,000	74,600,000	145,202,000	145,202,000	5,202,000			
資本的支出	建設改良費	東が丘配水池流入弁更新事業	48,000,000	41,000,000	1,665,000	42,665,000		42,665,000	42,665,000	42,665,000			
	計		268,000,000	101,000,000	161,467,000	262,467,000	74,600,000	187,867,000	187,867,000	47,867,000	140,000,000		

報告第7号

繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
						未収入特定財源			一般財源	
						国・県支出金	地方債	その他		
総務費	総務管理費	文化センター整備事業費	163,202,000	120,634,500	円	円	円	円	98,500	
総務費	総務管理費	コミュニケーションセンター整備事業費	109,295,000	96,089,500	17,418,000	78,300,000				371,500
総務費	総務管理費	栃尾地域交流拠点施設 駐車場整備事業費	14,900,000	14,900,000		13,200,000				
総務費	徴税費	賦課事務費	5,500,000	3,141,380						3,141,380
総務費	戸籍基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	22,226,000	22,226,000			22,226,000			
民生費	社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付事業費	924,404,000	832,898,192			832,893,192			5,000
民生費	社会福祉費	障害者自立支援給付費支給事業費	3,743,000	1,274,000			502,000			772,000
民生費	災害救助費	令和6年能登半島地震被災者 住宅応急修理支援事業費	10,531,000	10,531,000						10,531,000
衛生費	保健衛生費	診療所整備事業費	21,000,000	20,986,700				20,000,000		986,700
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス 接種事業費	5,674,000	5,674,000			5,674,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
						未収入特定財源			一般財源	
						国・県支出金	地方債	その他		
衛生費	清掃費	ごみ焼却施設整備事業費	64,780,000	64,780,000	円	円	円	円	16,280,000	
農林水産業費	農業費	複合部門導入支援事業費	547,000	547,000		498,000				49,000
農林水産業費	農業費	団体営土地改良事業費	6,620,000	6,620,000			4,800,000			1,820,000
農林水産業費	農業費	県営土地改良事業費(総経済対策分)	146,768,000	146,768,000			122,600,000			24,168,000
商工費	商工費	観光施設整備事業費	18,394,000	11,463,200			11,400,000			63,200
土木費	道路橋りょう費	道路維持経費	15,000,000	10,873,725			10,800,000			73,725
土木費	道路橋りょう費	道路維持経済対策分)	59,500,000	59,500,000		28,500,000	28,500,000			2,500,000
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費	1,042,162,000	907,353,000		312,442,000	392,200,000			202,711,000
土木費	道路橋りょう費	道路整備経済対策分)	850,892,000	850,122,000		437,941,000	366,700,000			45,481,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経費	278,919,000	213,219,000		98,065,000	85,400,000			29,754,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
土木	道路橋りょう費	橋りょう維持経費 (総合経済対策分)	円 35,600,000	円 35,600,000	円 18,171,000	円 12,200,000	円	円 5,229,000	
土木	河川費	河川整備事業費	5,004,000	720,000		700,000		20,000	
土木	河川費	猿橋川水系普通河川整備事業費	20,480,000	20,480,000		20,400,000		80,000	
土木	都市計画費	街なみ環境整備事業費	52,191,000	42,689,800	16,781,000	17,700,000		8,208,800	
土木	都市計画費	大通坂之上町地区 街地再開発事業費	380,000,000	329,490,000	164,745,000	148,200,000			
消防	消防費	水利施設整備事業費	2,200,000	2,200,000				2,200,000	
消防	消防費	小国地域防災拠点整備事業費	259,215,000	259,215,000		191,300,000		67,915,000	
消防	消防費	津波対策事業費	29,215,000	28,575,000				28,575,000	
教育	小学校費	学習情報化推進事業費	425,250,000	425,250,000	142,661,000	211,500,000		71,089,000	
教育	小学校費	小学校大規模改造事業費	1,245,480,000	1,245,480,000	207,948,000	776,200,000		261,332,000	



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
教育費	中学校費	中学校大規模改造事業費	517,010,000	517,010,000	円	円	円	円	112,204,000
教育費	総合学校 支援費	学習情報化推進事業費	5,200,000	5,200,000		5,200,000			
教育費	保健体育費	屋外施設整備事業費	9,800,000	9,800,000		8,800,000			1,000,000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	農地農業施設災害復旧事業費	12,650,000	12,650,000		9,800,000			2,850,000
計			6,763,352,000	6,333,960,997	33,963,000	2,362,989,192	3,037,500,000		899,508,805

報告第8号

事故繰越し繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、令和5年度長岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出為 担額	左の内訳		支出為 担額	支出為 担額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説	
				支出済額	支出 未済額				既収入 特定財 源	未収入特定財源				一般財源
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
教育費	小学校費	小学校 小規模改造事業費	369,943,200	134,100,000	235,843,200	134,100,000	235,843,200	235,843,200	116,277,000	101,200,000		18,366,200		関係工事の工程調整に不測の日数を要し、年度内完成ができませんいため、繰り越すものである。
教育費	中学校費	中学校 中規模改造事業費	90,417,800	17,500,000	72,917,800	17,500,000	72,917,800	72,917,800	21,476,000	38,600,000		12,841,800		関係工事の工程調整に不測の日数を要し、年度内完成ができませんいため、繰り越すものである。
		計	460,361,000	151,600,000	308,761,000	151,600,000	308,761,000	308,761,000	137,753,000	139,800,000		31,208,000		

報告第9号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度長岡市下水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (浸水対策事業)	609,000,000		609,000,000	239,179,000	369,800,000		21,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (改築更新事業)	191,000,000		191,000,000	20,613,000	108,000,000	50,000,000	12,387,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (未普及解消事業)	200,000,000		200,000,000	42,765,000	157,200,000		35,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (改築更新事業)	35,000,000		35,000,000		35,000,000					関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たなな資産の購入額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
	資本的支出	建設改良費										
		農業集落排水事業 (改築更新事業)	16,900,000		16,900,000		11,700,000	5,200,000				関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
		計	1,051,900,000		1,051,900,000	302,557,000	681,700,000	55,200,000	12,443,000			

報告第10号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度長岡市水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
	資本的支出 建設改良費	与板ポンプ場建設工事 実施設計事業 (妙見浄水場 給水区域拡大関連)	28,500,000		28,500,000				28,500,000			関連業務委託と工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	資本的支出 建設改良費	送水管布設事業 (妙見浄水場 給水区域拡大関連)	520,300,000	174,300,000	346,000,000		312,000,000	1,100,000	32,900,000			道路管理者等と工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	資本的支出 建設改良費	配水管布設替事業	117,000,000		117,000,000		106,000,000		11,000,000			河川管理者等と工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	資本的支出 建設改良費	配水管移設事業	251,800,000	65,722,000	186,078,000			85,349,000	100,729,000			長岡市等発注工事との工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	計		917,600,000	240,022,000	677,578,000		418,000,000	86,449,000	173,129,000			



報告第11号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度長岡市簡易水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月11日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和5年度長岡市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たなな資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
資本的支出	建設改良費	配水管移設事業	22,000,000	6,900,000	15,100,000		3,600,000	11,403,000	97,000			長岡市発注工事との工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。